

## 川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議設置要綱

### (目的)

第1条 住宅宿泊事業法（平成29年6月16日法律第65号。以下「法」という。）が平成30年6月15日に施行されることに伴い、住宅宿泊事業の適正な運営を確保しつつ、観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して来訪及び滞在を促進するため、川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 住宅宿泊事業の適正な運営確保に関すること
- (2) 民泊を活用した観光推進に関すること
- (3) 住宅宿泊事業等関係行政事務の執行に関すること
- (4) 関係法令等との調整に関すること
- (5) その他必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、議長、副議長及び委員を置き、委員には別表第1に掲げる組織の局長職を充てる。

- 2 議長に事故があるときは副議長が職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

### (会議)

第4条 会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。
- 4 会議は第5条に規定する幹事会と合同で開催することができる。

### (幹事会)

第5条 会議の所管事務を円滑に行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる座長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 4 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。
- 5 座長は必要に応じて実務者会議を招集することができる。
- 6 前項の実務者会議は幹事会との合同会議とすることができる。
- 7 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 この会議及び幹事会の庶務は経済労働局観光・地域活力推進部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項については議長が定める。

#### 附 則

この要綱は平成30年2月13日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年7月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年5月8日から施行する。

この要綱は令和6年1月15日から施行する。

別表第1 川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議委員名簿

	組織名称	委員に充てる局長職の補職名
議長		副市長（経済労働局担当）
副議長	経済労働局	経済労働局長
委員	総務企画局	総務企画局長
〃	財政局	財政局長
〃	市民文化局	市民文化局長
〃	環境局	環境局長
〃	健康福祉局	健康福祉局長
〃	まちづくり局	まちづくり局長
〃	各区役所	各区長
〃	消防局	消防局長
〃	教育委員会事務局	教育次長

事務局 経済労働局観光・地域活力推進部

別表第2 川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議幹事会幹事名簿

	局区	部	幹事に充てる課長職の補職名
座長	経済労働局	観光・地域活力推進部長	
幹事	総務企画局	都市政策部	企画調整課長
			担当課長〔広域行政〕
〃		行政改革マネジメント推進室	担当課長
〃	財政局	財政部	財政課長
〃	市民文化局	市民生活部	地域安全推進課長
〃	経済労働局	産業政策部	企画課長
〃		観光・地域活力推進部	担当課長〔観光プロモーション推進〕
〃	環境局	環境対策部	環境保全課長
〃		生活環境部	減量推進課長
〃			廃棄物指導課長
〃	健康福祉局	保健医療政策部	担当課長〔生活衛生〕
〃	まちづくり局	住宅政策部	住宅整備推進課担当課長 〔居住・再生支援〕
〃		指導部	建築管理課担当課長〔建築企画〕
〃			建築審査課長
〃	各区役所	まちづくり推進部	企画課長
〃	消防局	予防部	予防課長
〃			査察課長
〃	教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課長